

漁業構造改革総合対策事業について

1 事業の概要

収益性を重視した操業・生産体制の転換を3つの方法で支援します。

沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業及び養殖業等の各種漁業を対象に、収益性重視の操業・生産体制への転換を推進し、より厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体を育成するため、「漁業構造改革総合対策事業」（もうかる漁業創設支援事業を含む。）を実施しています。

この事業では、地域の漁業者や加工・流通業者、地方公共団体等が一体となって、収益性を向上するための改革計画を作成し、その計画に基づく次のいずれかの実証を行う取組を支援します。

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）は、公募により選定された事業主体として、本事業の適切かつ円滑な運営を行います。

(1) 改革型漁船等の収益性改善の実証事業（改革型メニュー）

省エネ型、省人型若しくは省力化型の改革型漁船若しくは漁網を導入し、又は協業化等新しい操業体制への転換を図ることによる収益性改善の実証等の取組を行うことにより、地域・グループの漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するもの。

なお、本実証には、「浜の活力再生プラン」に位置づけられた実証を行う「沿岸漁業版」（総トン数20トン未満の漁船を用いて三者三隻以上の協業化又は新規就業者（45歳以下）による収益性の実証）を含みます。

(2) 漁船等の収益性回復の実証事業（マイルド型メニュー）

漁業の用に供する燃油使用量の10%以上の削減及びその他のコスト削減と付加価値向上を確保する操業の実証又は3%以上の生産性を向上させる操業の実証等の取組を行うことにより、償却前利益を確保できる操業・生産形態への転換を促進するもの。

(3) 資源管理又は国際漁業再編対策の実施に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業（多角化型メニュー）

強度の公的資源管理措置が導入される場合等であって、そのような措置で影響を受ける地域の漁業者グループ等が取り組む、改革型漁船の導入、協業化、漁獲対象種の多角化や転換（他の漁業種類との兼業を含む。）、養殖業への新たな取組、加工流通手法の改善による付加価値向上等の新たな操業体制への転換を促進するもの。

2 事業の流れ

改革計画の作成・認定
⇒ 計画に基づく実証事業の実施
⇒ 効果検証 ⇒ 公表
というステップを取ります。

【改革計画の作成及び実施の流れ】

改革計画の作成から検証まで

① 地域協議会の設置

← 水産庁長官が承認



② 地域協議会による改革計画の作成

← 水産庁、水漁機構、専門家等
による支援



③ 中央協議会による審査、認定

← 水産庁長官が承認

(沿岸漁業版では、「浜の活力再生プラン」の策定が必要)



④ 認定された改革計画に基づく実証事業の実施



地域協議会において履行状況の確認、事業実施者への指導

⑤ 実証事業の結果の取りまとめと報告(毎年)



地域協議会において、実証事業の検証・報告
(支援期間終了時、及び改革計画期間終了時)

⑥ 中央協議会による改革計画の成果・効果の検証



⑦ 事業主体(水漁機構)による公表

(1) 地域協議会の設置と改革計画の作成

本事業に取り組むためには、構造改革に取り組もうとする地域ごとに、地域の漁業者や加工・流通業者の代表、金融機関、地方公共団体の職員や有識者等により構成される地域プロジェクト協議会（以下「地域協議会」という。）を設立します。

その後、同協議会において、地域の関係する官民が一体となって、漁獲から流通・販売に至る操業・生産体制を改革し、償却前利益が確保され、収益性の向上が図られる改革計画を作成します。

計画作成に当たっては、水揚高減少や燃油価格上昇等の変動リスクについて考慮する必要がありますが、漁業経営においては、これら変動リスクは他の補助事業によって補われている場合があることから、そのような補助事業の活用も含めて検討する必要があります。

また、本事業は、将来の漁船の再建造等を念頭においた持続可能な漁業経営モデルを実証するものであることから、減価償却や引当金等も考慮した償却後利益の確保も目指した改革計画を作成することが必要です。

(2) 中央協議会による改革計画の審査・認定

地域協議会は、作成した改革計画を、漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）に認定申請します。中央協議会は、改革計画の申請があった場合には、水揚高の減少や燃油価格の高騰などを考慮の上、内容を審査し、新たな操業・生産体制へ移行した漁船等の収益性が確保されると認められるときは、これを認定します。

(3) 改革計画に基づく実証事業の実施、地域協議会による助言等

認定された改革計画に基づいて、地域協議会において事業実施者として選定された漁協等が、公募により実証事業に使用する漁船等を用船した後（漁協等と漁業者とが用船契約を締結）、当該漁船等を使用して、収益性向上の実証事業を行います。つまり、事業実施者となる漁協等と、用船契約の相手方となる漁業者が連携して、認定された改革計画に沿った操業を行う必要があります。また、地域協議会は、事業実施者や用船契約した漁業者と連携して、実証期間中は概ね6ヶ月毎に進捗状況を把握し、収益性向上が図られていない場合には、状況に応じた改善措置の作成を含めた助言・指導を行う必要があります（※）。

※不漁を原因とするものなど、速やかな改善が困難な場合には、中期的な視点で助言することも考えられます。

(4) 実証事業の事業期間と支援期間

① 事業期間

本事業は、5事業期間にわたり、認定された改革計画に基づいて実証事業に取り組むものです。なお、1事業期間は、漁業にあっては1年を超えない期間、養殖業にあっては養殖の開始から出荷までの期間とします。

② 支援期間

この事業により国から支援を受けられる期間は、漁業にあっては、最長で3事業期間まで（マイルド型メニューについては2事業期間）継続して実施することができます。

また、養殖業にあっては、最長で3事業期間まで（マイルド型メニューについては2事業期間）継続して実施することができます。ただし、5年（マイルド型メニューについては4年）を超えて事業を実施することはできません。

(5) 結果のまとめと報告

認定された改革計画の実施に併せて、地域協議会が事業実施者である漁協等と協力して履行状況の確認、次期事業期間に向けた改善策等の検討を行うとともに、事業期間毎（1～5年毎）及び改革計画の計画期間の終了時（5年目）（※）に実証結果報告書を作成し、事業主体を経由して水産庁長官に提出します。また、3事業期間（マイルド型メニューの場合は2事業期間）及び5事業期間終了時に実証結果報告書に基づき、地域協議会は検証結果を事業実施者等の関係者と協力してとりまとめ、中央協議会に報告していただきます。

※支援期間（用船期間）終了後も、予算の範囲内で、地域協議会の活動経費の支援を受けることが可能です。

(6) 中央協議会による改革計画の検証

中央協議会は、地域協議会からの検証結果の報告を受け、事業成果の検証や償却前及び償却後の利益の確保が図られていないときの改善策などについて助言及び指導を行います。

(7) 事業主体（水漁機構）による公表

また、これらの取組による成果や効果については、広く普及・啓発を図る観点から都道府県、関係団体等へ周知されるとともに、ホームページ等により公表されます。

3 注意事項

(1) 事業の中止等

次のいずれかに該当する場合には、水産庁が事業の中止及び既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることがあります。(※)

※既に事業が終了していた場合にも、同様に、助成金の全部又は一部について返還を命じることがあります。

- (ア) 事業実施者又は所有者等が漁業経営を中止したとき。
- (イ) 事業実施者と所有者等が用船契約等を解除したとき。
- (ウ) 事業実施者が水産庁長官又は事業主体に対して虚偽の報告を行ったとき。
- (エ) 事業実施者がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は事業主体から求められた証拠書類の提出を拒んだとき
- (オ) 事業実施者又は所有者等がこの事業の実施に関連して法令に違反したとき。
- (カ) その他水産庁長官が事業を継続することが不相当と判断したとき。

(2) 助成金支払の留保

(1) の (ア) から (カ) までのいずれかに該当する疑いがある場合には、その事実関係を確認するまでの間、水産庁が事業主体に対して、助成金の支払を留保することを命じることがあります。

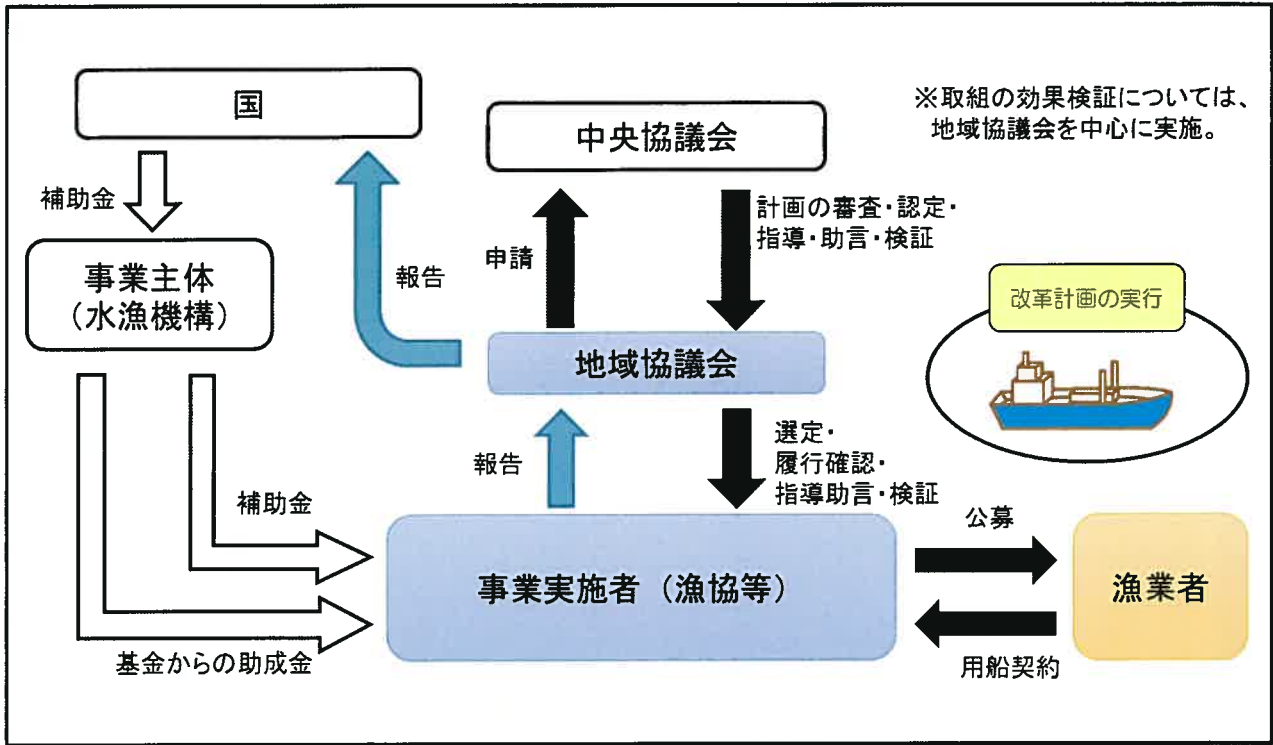
(3) 販売代金の管理等

事業実施者は、事業期間中の漁獲物等の販売に係る代金（通常の操業で発生する漁獲物販売代金等の収入及びその他の収入をいう。）を必要な助成金の返還に充てるため、事業期間毎の特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理する必要があります。

なお、事業期間中にあっても当該勘定に繰り入れられた漁獲物等の販売に係る代金を事業の支払に充てることができます。

(基金より助成される運航経費については、事業期間毎に全額返還する必要があります。)

【実施関係イメージ図】



【もうかる漁業創設支援事業のイメージ図 (養殖業除く)】

